

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第13条に基づく報告書

平成 13 年 6 月 27 日

朝 銀 広 島 信 用 組 合
金 融 整 理 管 財 人

【 目 次 】

第1 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	1
1 はじめに	1
2 経営破綻の原因	1
(1) 当組合を取り巻く経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	2
3 管理を命ずる処分までの状況	3
(1) 資本の状況	3
(2) 自己資本回復の断念	3
第2 業務及び財産の状況について	5
1 与信業務	5
2 預金業務	5
3 投資等業務	6
4 固定資産の状況	6
5 不良債権の状況	7
6 関係会社の状況	8
第3 事業譲渡等の見込みについて	9
1 基本方針	9
(1) 早期譲渡	9
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	9
(3) 経費の削減	9
(4) 地域金融機能の維持	9
(5) 内部管理体制の整備	9
(6) 責任追及体制の確立	9
2 具体的施策	9
3 事業譲渡等の見込み	9

第1 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1 はじめに

当組合は、平成11年5月14日、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）」第68条第1項に基づき、金融再生委員会に対し「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出を行いました。

これを受けて、平成12年12月16日、同委員会より金融再生法第8条第1項第1号に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を受けました。金融整理管財人は、金融再生法第13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので、以下の通りご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、同年12月16日に選任された金融整理管財人のもとで直ちに開始いたしましたが、時間的制約もありその内容については必ずしも十分ではないと思われる事項もあります。

しかしながら、金融再生法第18条に基づく旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

2 経営破綻の原因

(1) 当組合を取り巻く経営環境と経営状況

当組合は、昭和36年10月26日、広島県下の在日朝鮮・韓国人同胞企業の活動と生活向上のため、「相互扶助」の理念に基づき、民族金融機関として広島市中区八丁堀に設立されました。また昭和38年には県東部地域に2号店として尾道支店を開設し以後、天満支店、呉支店、福山支店、海田支店、北支店を順次開設・拡充する中、昭和48年2月には、広島駅前に本店事務所を新築移転する事ができました。

以後、組合員の事業活動の応援と、商工人の育成、組合員相互間における親睦強化の為の各種行事開催など、地域に密着した信用組合として、今日まで金融事業に従事してまいりました。

(2) 経営破綻に至った経緯

昭和60年9月22日の五カ国蔵相中央銀行総裁会議（プラザ合意）以降、急激に進展した円高を背景に、景気対策として大幅な金融緩和政策が施行され、公定歩合はそれまでの5.0%から翌年には2.5%にまで引き下げられました。

一方、同時期に金融業界では市場金利連動型定期預金（MMC）や大口定期預金の取扱いが開始されるなど金融自由化時代を迎えていました。また、株式市場の活況や金融自由化を背景に、企業が直接金融のウエイトを引き上げたことにより、間接金融の担い手であった金融機関においては運用難が顕在化することとなりました。

そのような中、特に都市部においては株価と地価の高騰を背景に、それらを担保とした新規貸出先の開拓競争が激化し、不動産業等への貸出や個人の投資資金を含めた提案型融資が増加する等、過熱した金融環境にありました。

当組合は、平成元年頃より新規取引先の開拓と、既存取引者に対する取引深耕に積極的に取組み、業容拡大を推し進めてまいりましたが、主に融資主導型による預金、貸出金残高の増強と、その効果による収益確保が主な方針として掲げられました。

しかしながら融資残高が増大するも、大部分は不動産業等特定業種に偏った案件が中心となり、また、大口の新規事業資金が増大し、平成4年当時には不動産業及びサービス業に対する貸出金残高は組合貸出金の約50%を占めるまでになり、平成元年当時と比較して貸出金残高は108億円も増加しました。

結果的には、当組合は、高収益かつ量的拡大が可能な不動産業、サービス業等を対象に協同組合による金融事業に関する法律（以下、「協金法」という。）第6条の準用する銀行法第13条に違反する融資限度額を超える過度に傾斜した運用拡大を図ってきたことになり、それは後に多額の不良貸出債権が発生する事につながり、組合の経営を阻害するに至りました。

その結果、当組合は平成5年に経営再建のために経営陣の交代を行い、再建に着手しましたが、依然として経済環境は悪く再建計画遂行は極めて難航し、不良債権の解消は思うように出来ず貸出資産の劣化が一層顕著になった結果、平成5年5月、決算承認組合に指定されました。

(3) 破綻に至った要因

平成2年当時から金融政策面で総量規制、業種規制が採られたことから、バブル経済崩壊が始ま

るなかで、平成2年から4年にかけて、組合創立30周年を向かえるにあたり、地域金融機関としての地位の向上を目指し、収益力の強化、人材の育成及び組織の活性化を図ってきました。

しかしながら、結果としては、貸出金残高は増加しましたが経営目標は達成できず、また、預金残高は平成4年3月の500億円達成の反動等から、以後、努力の甲斐なく每期計画を下回る事となり、未達現象は恒常化しました。

一方、収益面ではバブル経済崩壊に伴い業況が悪化した与信先には、表面的には高金利約定ながら金利支払能力を失ったものも多く、そのため金利引下対応を余儀なくされ、結果として貸出金利回りが低下したことや、不良債権償却負担の増加もあり、やはり毎期、大幅な未達が発生していました。

こうした結果、収益面においても計画と実績の乖離が恒常化し、以後、各種問題点も改善出来ないまま、計画が策定されるようになりました。

バブル経済の崩壊により経営環境は激変し、市場では不動産需要の冷込みと地価の下落が一層進み、その影響による当組合の貸出金に対する保全評価不足は時間とともに顕著化し、また長引く不況の影響により不動産業、飲食業、遊技業等の経営内容の悪化が、不良貸出資産を増大させました。

その結果、広島県の定例査定における分類額、率、共に年々悪化する傾向を辿り、平成7年では77億4百万円(17.64%)、平成8年では96億36百万円(21.76%)、平成10年においては122億87百万円(29.22%)になり、貸出資産の不良化は増大しました。

平成10年度決算においては自己査定結果に基づき、貸出金償却7億58百万円及び個別貸倒引当金39億3百万円の処理が必要となり、経常損失額は45億88百万円、未処理損失額は32億82百万円に上り、結果23億90百万円の債務超過に陥る事が判明しました。

よって平成11年5月12日に開催した理事会においては、金融再生法第68条に基づく金融機関の申出を行う事を承認可決しました。

破綻原因としては、遊技業・不動産業等の偏った業種に対する過度の信用供与(大口貸出)、審査体制の不備、債権管理体制の不備等が考えられ、その背景には相互牽制体制欠如と環境変化への対応が不十分であった事にあると考えられます。

3 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当組合は、平成11年3月期決算にて金39億3百万円を貸倒引当金に繰り入れた結果、大幅な債務超過(自己資本比率前年5.84%から△6.86%)に陥る事が判明いたしました。

(2) 自己資本回復の断念

平成11年5月14日に広島県知事に対し、経営の悪化から預金の払戻しを停止する恐れがあるとして、金融再生法第68条第1項に基づく申出を行い、同日、協金法第6条で

準用する銀行法第26条第1項の規定に基づく業務改善命令を受けました。

その後、広島県から派遣された顧問団等の管理下で通常業務を継続しましたが、平成12年12月16日金融再生委員会から金融再生法第8条第1項第1号に基づき、管理を命ずる処分を受けるに至りました。

第2 業務及び財産の状況について

1 与信業務

当組合の与信業務の対象としては、県下の在日朝鮮・韓国人を中心になされ、その業種はサービス業、不動産業、建設業、個人勤労者等に区分され、特に中小零細事業主への融資が大きく占めます。また、その中、大口貸出先の大部分が業績不振となり、貸出金が不良債権化したことが、当組合の大きな破綻要因になりました。

【貸出残高推移】

(単位：億円・%)

	平成9年3月末		平成10年3月末		平成11年3月末		平成12年3月末		業界平均 平成12年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
総貸出 残高	444	100.0	420	100.0	384	100.0	301	100.0	491	100.0
中小企 業	264	59.5	251	59.8	235	61.2	210	69.8	355	72.4
個人	180	40.5	169	40.2	149	38.8	91	30.2	131	26.8
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	4	0.8
店舗数	7		7		7		6			

【業種別貸出残高推移】(除く外貨貸付)

(単位：億円・%)

	平成9年3月末		平成10年3月末		平成11年3月末		平成12年3月末		業界平均 平成11年度 構成比
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	
不動産	68	15.3	62	14.8	61	15.9	55	18.3	10.1
建設	44	19.9	41	9.8	39	10.1	30	10.0	11.5
金融	19	4.3	17	4.0	16	4.2	10	3.3	2.2
サービ ス	150	33.8	145	34.5	138	35.9	118	39.2	20.1
(内パ チン コ)	86	19.4	84	20.0	79	20.6	78	26.0	
その他	163	36.7	155	36.9	130	33.9	88	29.2	56.0
合計	444	100.0	420	100.0	384	100.0	301	100.0	100.0

* 当信組は、遊技業をサービス業に含む。

2 預金業務

当組合での預金業務は、個人預金の構成比が高く、主として中小企業主やその家族への活動により維持されている。

【預金構成】

(単位：億円・%)

	平成11年3月末		平成12年3月末		業界平均 平成11年度 構成比
	残高	構成比	残高	構成比	
要求払預金	37	7.9	28	10.6	15.2
定期預金	375	81.0	207	78.4	76.6
(大口定期)	249	53.7	124	47.0	
定期積立	49	10.5	27	10.2	8.2
合計	463	100.0	264	100.0	100.0
店舗数	7		6		

【預金残高推移】(除く外貨預金)

(単位：億円・%)

	平成9年3月末		平成10年3月末		平成11年3月末		平成12年3月末		業界平均 平成12年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
預金 残高	530	100.0	490	100.0	463	100.0	264	100.0	693.15	100.0
個人 預金	339	75.3	363	74.0	346	74.7	201	76.5	545.54	78.7
(個人 定期 性)	331	82.9	345	95.0	329	95.0	183	91.0		
法人 預金	131	24.7	127	26.0	116	23.5	62	25.5	120.01	17.3
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	27.00	4.0

3 投資等業務

当組合では投資業務は従前から行っておらず、投資有価証券、商品有価証券は保有しておりません。

4 固定資産の状況

保有固定資産(営業用不動産、所有不動産)につきましては、今後、業務運営上必要なもの以外は順次処分する方針といたします。

【固定資産(営業用不動産、所有不動産)の残高推移】

(単位：百万円)

	平成10年3月末	平成11年3月末	平成12年3月末	平成12年9月末
店舗	1,028	1,003	979	979
社宅、寮、倉庫	29	22	22	22
厚生施設	2	2	2	2
駐車場施設	0	0	0	0
(小計)	1,059	1,027	1,003	1,003
所有不動産	272	252	256	256
(合計)	1,331	1,279	1,259	1,259

【固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況（平成12年3月末）】（単位：百万円）

	土地				建物		
	件数	簿価・取得価格	評価格	含み損益	件数	簿価・取得価格	簿価消却後
店舗	6	386	733	346	6	548	284
社宅、寮、倉庫	4	8	13	5	3	36	22
(小計)	10	395	746	351	9	585	307
所有不動産	7	256	162	△93	1	4	0
(合計)	17	651	909	258	10	589	307

※ 土地の取得価格は、再評価前簿価。金額単位未満切捨て。

5 不良債権の状況

当組合の不良債権は、今後当組合の経営破綻に伴う債務者の状況悪化等により増加することも懸念されますが、今後とも厳正な自己査定と不良債権の管理、回収体制を再構築し、不良債権の増加を抑制するよう努めます。

【リスク管理債権の状況】

(単位：百万円・%)

	平成11年3月期		平成12年3月期		業界平均 平成12年3月期	
	残高	貸出金に占める割合	残高	貸出金に占める割合	残高	貸出金に占める割合
破綻先債権	521	1.3	1,143	3.8	1,381	2.8
延滞債権	5,529	14.1	17,077	56.5	2,965	6.0
3ヶ月以上延滞債権	8,536	21.8	1,166	3.8	401	0.8
貸出条件緩和債権	0	0	0	0	2,328	4.7
(合計)	14,586	37.2	19,386	64.2	7,075	14.4

(リスク債権増加理由)

上記の延滞債権は、延滞期間6ヶ月以上経過したものであり、業種としては主に不動産業及び、サービス業等に集中しています。これらの債務者区分においては、「実質破綻先」「破綻先」が多数を占めています。

【金融再生法に基づく開示債権の状況（平成12年3月期）】

(債権額及び引当状況)

(単位：百万円・%)

	平成11年3月期		平成12年3月期		業界平均 平成12年3月期	
	残高	貸出金に占める割合	残高	貸出金に占める割合	残高	貸出金に占める割合
破産更生債権等	6,809	14.2	17,221	48.4	3,116	6.0
危険債権	355	0.7	1,068	3.0	2,998	5.8
要管理債権	8,180	17.0	9,100	25.6	2,170	4.2
正常債権	32,776	68.1	8,184	23.0	43,363	84.0
合計	48,120	100.0	35,573	100.0	51,647	100.0

6 関係会社の状況

当組合は関係会社はありません。

第3 事業譲渡等の見込みについて

1 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡等を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すと共に顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小企業零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

金融再生法第18条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2 具体的施策

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護の為、早期に事業譲渡を行うように最大限努力致します。

3 事業譲渡等の見込み

事業譲渡先については、去る平成11年10月13日、朝銀西信用組合と事業譲渡契約を締結していますが、まずは当信組が管理を命ずる処分を受けるに至るまでの間の業務運営の状況を踏まえ、金融整理管財人の下、適切な業務運営と経営責任の明確化に万全を期してまいります。